

こおり男女共同参画プラン

(平成24年度改定)
(平成30年度一部見直し)

平成31年3月
桑折町

はじめに

男女共同参画計画については、国及び県の基本計画に基づき、地方公共団体は男女共同参画社会の形成の促進に関し地域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務が求められています。

本町では、平成15年3月、期間を10年間として「こおり男女共同参画プラン21 一人ひとりが輝く社会へ」を策定し、平成25年3月には、東日本大震災による災害対策を推進する中で、防災・復興における男女共同参画の推進の必要性を踏まえた改訂版を策定して、家庭・職場・地域社会での男女共同参画社会実現に向けた取組みを進めてきました。

しかし、今日においても、人々の意識や社会慣習の中には、男女の役割を固定的にとらえる考え方が根強く残っている状況にあり、さらには、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行されたことで、「職業生活における女性の活躍」に特化した施策を加える必要があるため、平成34年度を目標年度とした本計画の一部見直しを図りながら、男女共同参画社会づくりとともに、働く女性が活躍できる社会づくりの実現をめざすこととしたところであります。

男女共同参画社会の形成は、社会のあり方そのものを変えていくことであり、決して町の取組みのみで成し遂げられるものではありません。

町民や企業・団体のみなさまそれぞれが、家庭・職場・地域等において、主体的に男女共同参画社会の実現に向けて取組んでいただくことが、何より大切であることから、みなさまのご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

結びに、本計画の見直しにあたり、ご尽力いただきましたプラン推進懇談会委員各位はじめ、多くの町民、事業所等のみなさまに心から感謝申し上げます。

平成31年3月

桑折町長

高 橋 宣 博

目 次

第1章	プラン改定の趣旨	1
1	プラン策定の目的	1
2	プランの性格と期間	2
3	プラン策定の背景	
	(1) 世界の取り組み	2
	(2) 国の取り組み	3
	(3) 福島県の取り組み	5
	(4) 桑折町の取り組み	6
参考	第3次男女共同参画基本計画の考え方	7
	第4次男女共同参画基本計画の概要	8
第2章	プランの基本方針と目標	9
1	基本方針	9
2	基本目標	10
3	各主体の役割	10
第3章	プランの体系	11
第4章	目標と施策	12
	基本目標Ⅰ 男女平等を基本とした男女共同参画の意識づくり	12
1	男女平等を基本とした男女共同参画社会に向けた意識の醸成	14
2	男女平等意識を醸成する教育と生涯学習の充実	15
3	国際交流の促進	17
	基本目標Ⅱ 男女がともに家庭生活・地域活動などに参画できる環境づくり	18
1	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	20
2	就労の場における男女共同参画の促進	22
3	防災分野における男女共同参画の推進	25
	基本目標Ⅲ 女性人材の育成と意思決定過程への参画促進	27
1	女性人材の育成と経済的な地位の向上	28
2	意思決定過程における女性の参画促進	29
3	女性のエンパワーメントの育成	30
	基本目標Ⅳ 人権が侵害されることのない社会の実現	31
1	男女間のあらゆる暴力の根絶	32
2	生涯を通じた男女の健康支援	33
	基本目標Ⅴ 働く女性・働きたい女性が活躍できる環境づくり	34
1	女性の力を生かした職業生活の推進	35
2	育児や介護などに配慮した多様な働き方の支援	36
3	ハラスメントのない職場環境づくり	37

第5章 プランの着実な推進に向けて	38
1 プランの推進	38
2 推進体制	38
3 進行管理	38
用語集	41
参考資料等	42
男女共同参画社会基本法	47
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	53

第1章 プラン改定の趣旨

1 プラン策定の目的

本町では、平成15年3月に期間を10年間として「こおり男女共同参画プラン21」を策定し、町の男女共同参画社会の実現に向けて取り組みを進めてまいりました。

しかし、人々の意識や社会慣習の中には、まだまだ男女の役割を固定的にとらえる考え方が根強く残っており、様々な分野において男女共同参画が進んでいないのが現状です。

心豊かにいきいきと暮らせる社会を創るため、男女の対等な関係を目指し、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、ともに責任を担う男女共同参画社会の実現がますます重要となっています。

このプランは、「こおり男女共同参画プラン21」の策定後に、進行する少子高齢化や厳しさを増す雇用環境の悪化等急激な社会経済環境の変化や町民と町内事業所の意識の変化等を把握するために、平成24年に実施した「桑折町男女共同参画と防災に関する町民意識調査」の結果と、平成23年3月11日に発生した東日本大震災及びその後の原子力災害における防災対策等から、防災・復興における男女共同参画の推進が必要であり、特に女性の視点を反映することが必要とされていることから、男女共同参画に関する施策および事業等についての的確な対応を目指し平成25年3月に改定して推進してきたところです。

中間年次を過ぎ、計画終了の平成34年度までを見据えたプランとして、現状に応じた形で一部見直しを図り、男女共同参画社会の実現を目指して推進していくものです。

さらに、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）が施行されたことで、「職業生活における女性の活躍」に特化した施策の展開を追加し、女性が働きながらも多様な分野で活躍できる社会の実現に向けて推進していくものです。

2 プランの性格と期間

（1）プランの位置づけ

このプランは、「桑折町総合計画 献上桃の郷こおり創生プラン」で掲げる“みんなとつながり みんなが活躍できる 安心のまち桑折”という基本構想を踏まえた、町の個別計画として位置づけるものです。

また、「男女共同参画社会基本法」に基づく、国の「第4次男女共同参画基本計画」と、県の「ふくしま男女共同参画プラン」との整合性を図るものです。

さらに、本計画の基本目標Vの「働く女性・働きたい女性が活躍できる環境づくり」に関連する部分は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に基づく市町村推進計画として位置付けるものです。

（２）プランの期間

本プランの推進期間は、平成 25 年度から平成 34 年度までの 10 年間とし、平成 30 年度に一部見直しを行いました。

今後も、国、県をはじめ社会経済情勢の変化等に適切に対応し、施策を効果的に進めるため、必要に応じてプランの見直し等を行います。

３ プラン策定の背景

（１）世界の取り組み

1946 年（昭和 21 年）	国連に婦人の地位委員会が設置され、女性の地位向上のための取り組みが始まりました。以後、同委員会を中心として、世界の女性が抱える問題の解決に向けて国連を舞台に様々な活動が精力的に続けられています。
1975 年（昭和 50 年）	国連はこの年を国際婦人年と宣言し、メキシコシティで「国際婦人年世界会議」を開催しました。ここで、女性の地位向上を図るために各国が取るべき措置のガイドラインとして「世界行動計画」を採択しました。 また、国際婦人年に続く 10 年間（1976～1985）を「国際婦人の十年」と定め、国連加盟各国は行動計画の推進に取り組みました。
1980 年（昭和 55 年）	「国連婦人の十年中間年世界会議」がコペンハーゲンで開催され、前年の国連総会で採択された「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」の署名式を行いました。 この条約は、あらゆる分野における性差別の撤廃と男女平等の確立を目指し、法律や制度、慣習も対象として性別役割分担の見直しを強く打ち出したもので、日本もこの年に署名し、1985 年（昭和 60 年）に批准しました。 2009 年（平成 21 年）までに、日本は締約国として、女子差別撤廃条約の実施状況を国連の女子差別撤廃委員会に 6 回報告しています。
1985 年（昭和 60 年）	「国際婦人の十年世界会議」における「婦人の地位向上のための将来戦略（ナイロビ戦略）」の採択等を経て、1995 年（平成 7 年）に「第 4 回世界女性会議」（北京会議）が開催され、女性の地位向上やエンパワーメントなどを更に推進するための「北京宣言」と、2000 年（平成 12 年）までに各国が取り組むべき課題を示した「行動要領」を採択しました。
2000 年（平成 12 年）	ニューヨークで国連特別総会「女性 2000 年会議」が開催され、女性に対する暴力に対処する法律の整備や、2005 年（平成 17 年）までに女性に差別的な条項撤廃のための法律の見直しをすることなどを盛り込んだ、「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」を採択しました。
2005 年（平成 17 年）	第 49 回国連婦人の地位委員会（国連「北京+10」世界閣僚級会合）がニューヨークで開催され、「北京宣言及び行動綱領」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」を再確認し、男女平等を実現するためのこれまでの進展を踏まえながら、完全実施に取り組むための宣言を採択しました。

2010 年（平成 22 年）	「北京宣言及び行動綱領」の採択から 15 年目にあたることを記念し、「国連『北京+15』世界閣僚級会合」がニューヨークで開催され「北京宣言及び行動綱領」等を再確認し、実施に向けた国連やNGO等の貢献強化などの宣言を採択しました。
2012 年 3 月 （平成 24 年）	第 56 回国連婦人の地位委員会において、東日本大震災の経験や教訓を各国と共有し、より女性に配慮した災害への取組みを促進することをめざして、「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議が採択されました。

（２）国の取り組み

1975 年（昭和 50 年）	女性問題の国内本部機構「婦人問題企画推進本部」を設置しました。
1977 年（昭和 52 年）	世界行動計画に対応した「国内行動計画」を策定しました。
1980 年（昭和 55 年）	署名した「女子差別撤廃条約」を批准するため、法制度等諸条件の整備を進め、同条約を昭和 60 年に批准しました。

整備された主な法制度

- 1976 年（昭和 51 年） 民法の一部改正（離婚時の氏使用可能）
- 1980 年（昭和 55 年） 民法の一部改正（配偶者相続分の引き上げ）
- 1984 年（昭和 59 年） 国籍法の改正（父系優先主義から父母両系主義へ）
- 1985 年（昭和 60 年） 男女雇用機会均等法制定

1987 年（昭和 62 年）	二年前に採択された「ナイロビ将来戦略」を受けて、「西暦 2000 年（平成 12 年）に向けての新国内行動計画」を策定しました。
1999 年（平成 11 年）	男女の人権の尊重などを基本理念とした「男女共同参画社会基本法」が成立し、国や地方自治体、国民が男女共同参画社会の形成に取り組む責務が法律に明記されました。
2000 年（平成 12 年）	男女共同参画社会基本法に基づく男女共同参画基本計画を策定しました。
2001 年（平成 13 年）	内閣府に重要政策会議の一つとして男女共同参画会議を設置し、また内部部局として男女共同参画局を設置するなど、男女共同参画に関する推進体制を強化しました。 また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「配偶者暴力防止法」と略。）が制定されました。
2004 年（平成 16 年）	保護命令制度の拡充や被害者の自立支援の明確化等を規定した改正法が施行されるなど、2007 年（平成 19 年）までに、実効性を持った被害者保護・支援を目的とした改正が行われています。
2003 年（平成 15 年）	男女共同参画推進本部は、女性のチャレンジ支援策の推進について決定を行い、この決定を踏まえ、社会のあらゆる分野において指導的地位に女性が占める割合が 2020 年（平成 32 年）までに少なくとも 30%程度になることを期待し、女性のチャレンジ支援策に取り組むことを明記した閣議決定をしました。 また、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的として、「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。

2005 年（平成 17 年）	男女共同参画基本計画（第 2 次）を閣議決定しました。
2007 年（平成 19 年）	国、経済界・労働界・地方公共団体の代表等からなる「官民トップ会議」において、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定しました。 また、パートタイム労働法が、パートタイム労働者の待遇を通常の労働者と均衡のとれた待遇とする「公正な待遇の実現」を目指して改正されています。
2008 年（平成 20 年）	男女共同参画推進本部において、女性の参画拡大を推進するための戦略的な取組を定める「女性の参画加速プログラム」を決定し、様々な分野において女性の参画促進を戦略的に進めるための基盤整備、及び活躍が期待されながら女性の参画が進んでいない分野についての重点的取組を推進することとしました。
2010 年（平成 22 年）	「男性、子どもにとっての男女共同参画の推進」や、「地域、防災、環境その他の分野における男女共同参画の推進」などの重点分野を新設した「第 3 次男女共同参画基本計画」を閣議決定しました。
2012 年（平成 24 年）	「女性の活躍促進による経済活性化行動計画」を策定しました。
2015 年（平成 27 年）	「第 4 次男女共同参画基本計画」を閣議決定しました。

整備された主な法制度

- 1989 年（平成元年） 学習指導要領の改正（高等学校家庭科の男女共修等）
- 1991 年（平成 3 年） 育児休業法の成立
- 1995 年（平成 7 年） 育児休業法の改正（育児・介護休業法）
- 1997 年（平成 9 年） 男女雇用機会均等法の改正（努力義務から法的義務へ）
- 1999 年（平成 11 年） 男女共同参画社会基本法の成立
- 2001 年（平成 13 年） 配偶者暴力防止法の成立
- 2003 年（平成 15 年） 次世代育成支援対策推進法の成立
- 2004 年（平成 16 年） 配偶者暴力防止法の改正（被害者の子への接近禁止命令 等の追加等）
- 2006 年（平成 18 年） 男女雇用機会均等法の改正（性別による差別の禁止等）
- 2007 年（平成 19 年） 配偶者暴力防止法の改正（電話等を禁止する保護命令の 追加等）パートタイム労働法の改正
- 2008 年（平成 20 年） 次世代育成支援対策推進法の改正（一般事業主行動計画の策定・届出義務付けの対象を拡大）
- 2009 年（平成 21 年） 育児・介護休業法の改正（子育て中の短時間勤務制度及び所定外労働（残業）の免除の義務化等）
- 2015 年（平成 27 年） 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の成立

(3) 福島県の取り組み

1978 年（昭和 53 年）	世界や国の動きにあわせ、青少年課を改組して青少年婦人課としました。
1983 年（昭和 58 年）	「婦人の地位と福祉の向上のための福島県計画」を策定しました。
1988 年（昭和 63 年）	「ナイロビ将来戦略」や「新国内行動計画」を受けて県計画の見直しを行いました。
1991 年（平成 3 年）	青少年婦人課内に婦人行政係を設置しました。
1994 年（平成 6 年）	新しい行動計画として女性総合センター（仮称）の整備等を盛り込んだ「ふくしま新世紀女性プラン」を策定しました。また、青少年女性課と課名を変更し課内室として女性政策室を設置しました。
2001 年 1 月 （平成 13 年）	福島県の男女共同参画推進の実践的活動拠点となる男女共生センターを開設しました。
この間、「第 4 回世界女性会議」の開催や「男女共同参画 2000 年プラン」の策定、「男女共同参画社会基本法」の制定等、国内外において新たな動きがみられ、ジェンダーに敏感な視点から社会制度・慣行を見直すことや、女性の人権の尊重等、新たな課題に対応する必要が出てきました。	
2001 年 3 月 （平成 13 年）	男女共同参画社会の実現が緊要となっていることを踏まえ、福島県における男女共同参画の形成に向けた施策をより一層推進することを目的として、に「ふくしま男女共同参画プラン」を策定しました。
2002 年（平成 14 年）	県内の各界各層の主体的取組みと相互連携により男女共同参画を積極的に推進するため、ふくしま男女共同参画推進連携会議を設置しました。 また、男女の実質的な平等を実現し、男女一人ひとりが個人として尊重される社会を形成するため、「福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例」を制定しました。さらに、男女共同参画推進条例の規定に基づき、知事の附属機関として、男女共同参画の推進に関する事項等を調査審議する「福島県男女共同参画審議会」を設置するとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策等への県民及び事業者の意見申出を適切に処理するため、男女共生センターに男女共同参画推進員を配置しました。
2005 年（平成 17 年）	「ふくしま男女共同参画プラン」を改訂し、2002 年（平成 14 年）に施行されている男女共同参画推進条例の理念や考え方をプランに反映させるとともに、少子高齢化の進行、経済の長期低迷、ドメスティック・バイオレンス等男女間の暴力問題の顕在化といった社会経済情勢の変化に対応した施策を展開することとしました。 また、男女共同参画に関する施策の総合的かつ体系的な推進を図るため、知事を本部長とする「福島県男女共同参画推進本部」を設置しました。
2008 年（平成 20 年）	平成 15 年において導入した F・F（フラット・フレキシブル）型行政組織の一層の深化と分かりやすく親しみやすい県政の実現を目指し、男女共同参画社会の形成を担当する部署として、人権男女共生課を設置しました。
2009 年（平成 21 年）	2005 年（平成 17 年）に改訂した「ふくしま男女共同参画プラン」について、進行する少子高齢化や厳しさを増す雇用環境の悪化等の急激な社会経済環境の変化に的確に対応するために、新しい施策展開が必要であるとして、平成 22 年度の終期を待たずに 1 年前倒して本プランを改定しました。

2012 年（平成 24 年）	2009 年（平成 21 年）に改訂した「ふくしま男女共同参画プラン」について、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災及びその後の原子力災害における防災対策等から防災・復興における男女共同参画の推進が必要であるとして、一部改定しました。 また、人権男女共生課と青少年育成室を統合し、青少年・男女共生課を設置しました。
2017 年 3 月 （平成 29 年）	「ふくしま創生総合戦略」や国の「第 4 次男女共同参画基本計画」、「働き方改革実行計画」の策定などの社会情勢の変化を踏まえるとともに、福島県の復興と地方創生を成し遂げるためには、女性の活躍促進と働き方改革の推進が必要であることから、「ふくしま男女共同参画プラン（平成 24 年度改定版）」を改定しました。

（４）桑折町の取り組み

1997 年（平成 9 年）	同年結成された桑折町女性団体連絡協議会を中心に、先進的な活動が展開されてきました。
2001 年（平成 13 年）	町民生活課内に年金・女性行政係を設置しました。
2003 年（平成 15 年）	男女共同参画社会の実現を目指す「こおり男女共同参画プラン 21」を策定しました。 プラン策定後、実施計画の進行管理を行いプラン実現のため、様々な取り組みを実施してきました。
2012 年（平成 24 年）	「桑折町男女共同参画と防災に関する意識調査」を実施しました。
2019 年 3 月 （平成 31 年）	町の総合計画「献上桃の郷こおり創生プラン」や国の「第 4 次男女共同参画基本計画」、県の「ふくしま男女共同参画プラン（平成 28 年度改定）」などを踏まえるとともに、社会情勢の変化に対応しながら、女性の活躍促進と働き方改革の推進も必要であることから、「こおり男女共同参画プラン（平成 24 年度改定）」を一部見直すこととしました。

第3次男女共同参画基本計画の考え方

I 目指すべき社会

- 男女が個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある社会
- 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会

II 第2次男女共同参画基本計画策定後の社会情勢の変化についての認識

■ 少子・高齢化の進展と人口減少社会の到来

- ・労働力人口の減少
- ・単身世帯・ひとり親世帯の増加
- ・地域社会における人間関係の希薄化

■ 経済の低迷と閉塞感の高まり

- ・経済の低成長の継続・消費の低迷
- ・地域経済の低迷・疲弊
- ・成長分野への転換の遅れによる国際的なプレゼンスの低下

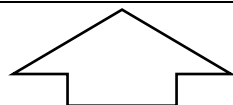
■ 非正規労働者の増加と貧困・格差の拡大

- ・失業者や不安定雇用者の増加
- ・「収入の安定した男性正社員」「誰もが結婚できる」といった前提の崩壊
- ・貧困の「世代間連鎖」の懸念

■ グローバル化と国際的な人の移動の増加

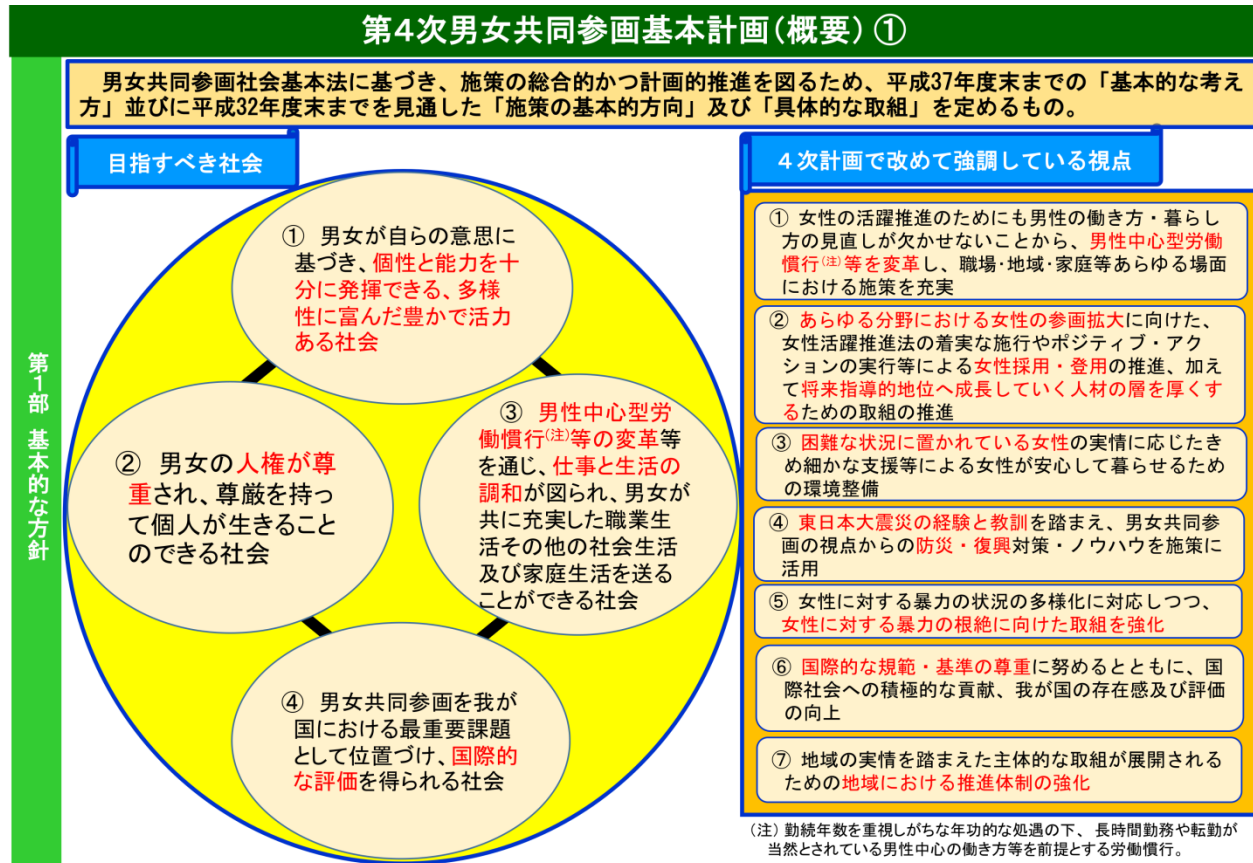
- ・定住外国人の増加
- ・企業の国際展開
- ・国際的な規範・基準と国内の制度・慣行の調和の必要

■ 基本法施行後10年間の反省：男女共同参画の推進が不十分



- ・固定的な性別役割分担意識が未だ根強く、解消されていない
- ・男女共同参画＝働く女性の支援という印象を与えてしまったため、男女共同参画が男性や専業主婦などあらゆる立場の人々にとって必要なものであるという認識が広まらなかった
- ・政策・方針決定過程における強力なリーダーシップが不足していたために、制度や枠組みの整備が進まなかった
- ・男女のセーフティネットや女性のライフコースへの配慮が不十分であったため、制度や枠組みを整備しても必ずしも成果につながらなかった

第4次男女共同参画基本計画の概要



国の第4次男女共同参画基本計画（概要）より一部抜粋

第2章 プランの基本方針と目標

1 基本方針

男女共同参画社会づくりへの意識変革

福島県では、「すべての県民が個人として尊重され、性別にかかわらず、自己の能力を自らの意思に基づいて発揮することができ、あらゆる分野とともに参画し、責任を担う社会」を目指しています。

男性も女性もともに責任を分かち合い、心豊かな生きがいのある社会にするためには、男女がお互いに人権を尊重し、男性も女性も対等なパートナーとして、自らの能力を発揮し活躍できる社会制度を構築する必要があります。

しかしながら、社会制度や慣習、人々の意識の中にある固定的な性別役割分担意識にとらわれた考え方はいまだに残っており、それらが女性の社会進出や経済的自立を阻む要因となっていると同時に、男性には仕事中心の生活を強いることになり、生活者としての自立が阻まれ、家庭生活や地域活動等への参加の機会も少ない状況が見られます。

本町では、こうした現状を踏まえて、あらゆる分野に男女がともに参画し、責任を担うとともに多様な生き方を選択できるようにするため、男性も女性も自らの意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受できる男女共同参画社会形成のための施策を積極的に推進しています。

このような考え方を基本として、本プランでは4つの大きな目標を掲げ各分野にわたる施策を計画的に推進し、男女共同参画社会の形成を目指しています。

また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）第6条第2項に基づき、女性が職業生活で十分に能力を発揮できる環境づくりを整備していくため、1つの目標を追加して掲げ、男女共同参画とともに推進し、女性がいきいきと生活できる社会の形成を目指します。

2 基本目標

基本方針に基づき推進する施策は、次の5つを基本目標とします。

- I 男女平等を基本とした男女共同参画の意識づくり
- II 男女がともに家庭生活・地域活動などに参画できる環境づくり
- III 女性人材の育成と意思決定過程への参画促進
- IV 人権が侵害されることのない社会の実現
- V 働く女性・働きたい女性が活躍できる環境づくり

3 各主体の役割

基本方針の実現を目指すためには、町民、地域団体・事業者、行政の各主体が、それぞれの役割を担い、自ら積極的に取り組むことが求められます。

【町民】

- ◎一人ひとりが、自分たちの身近な生活の中で、人権尊重・男女平等の視点に立った意識改革を主体的に進めること
- ◎女性も男性も家庭的責任を共有し、仕事上や地域活動においても固定的な性別役割分担意識を撤廃し、互いの権利と責任に対する認識を新たにすること。
- ◎男女共同参画社会の形成に向けた取り組みについて、積極的に協力すること。

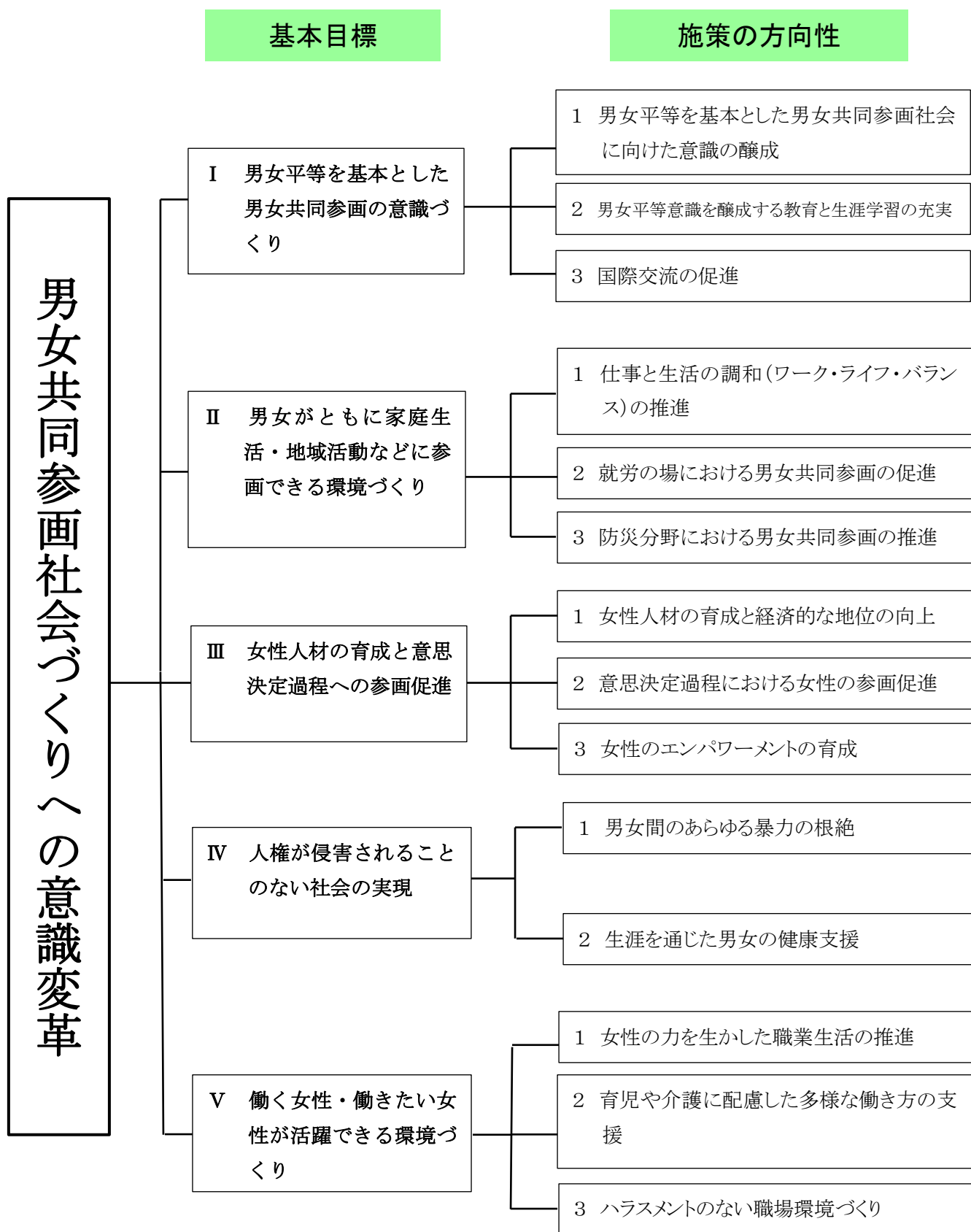
【地域団体・事業者（地域等）】

- ◎地域団体や事業者は、地域社会を構成する一員としての役割を担うことから、それぞれの活動における男女共同参画を積極的に推進すること。
- ◎男女共同参画社会の形成に向けた取り組みについて、積極的に協力すること。

【行政】

- ◎個人としての能力を十分発揮して自己の意思と責任による多様な生き方をできるよう、社会環境を整えること。
- ◎町民、地域団体・事業者に対して男女共同参画社会の基本理念の浸透を図るとともに、町民の模範となるよう、自らの男女共同参画を積極的に推進すること。
- ◎町民、地域団体・事業者、国及び県との十分な連携・協力を図り、男女共同参画社会の形成に向けた施策を計画的に実施すること。

第3章 プランの体系



第4章 目標と施策

I 男女平等を基本とした男女共同参画の意識づくり

○基本目標

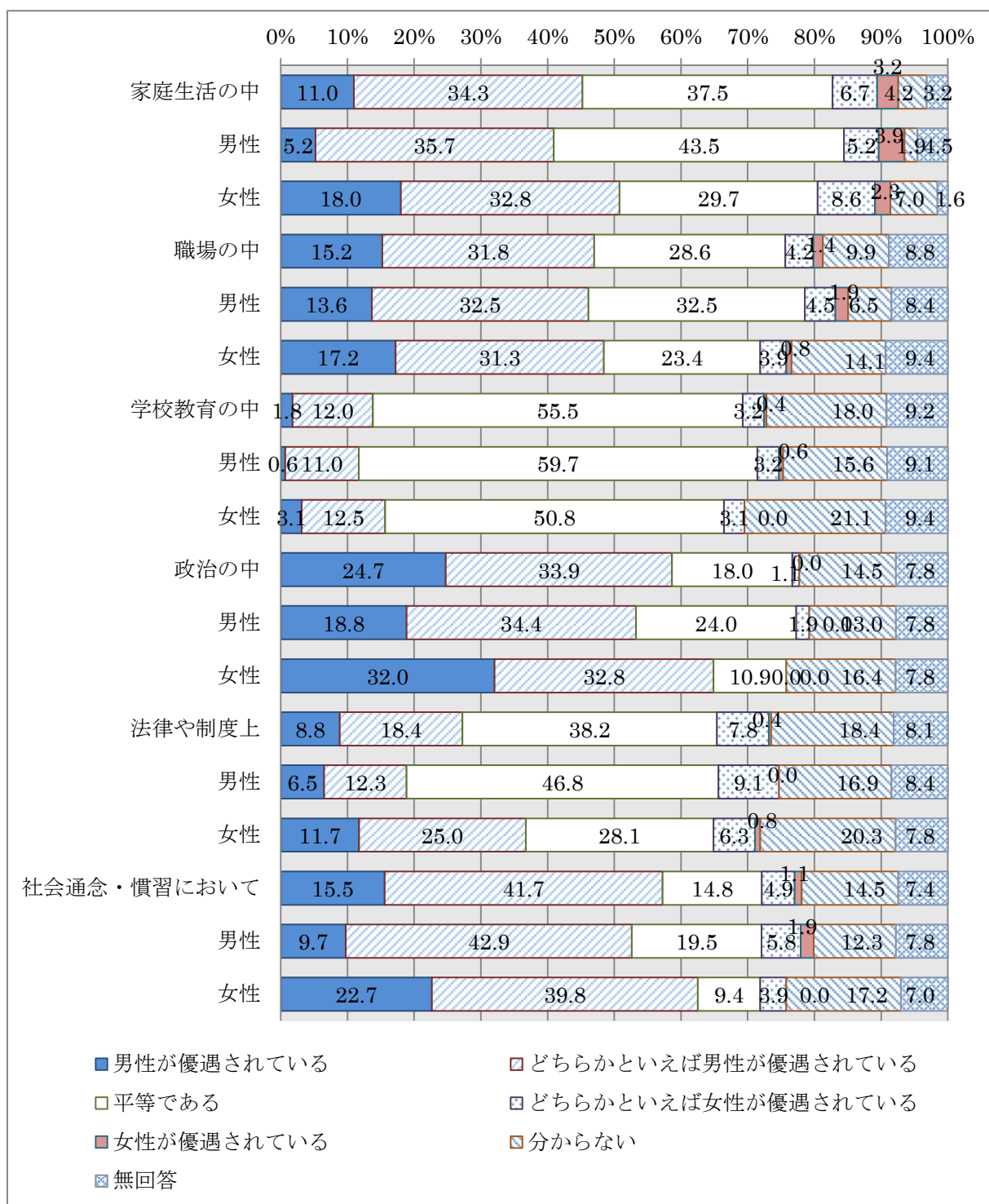
少子高齢化や人口減少が進む現在において、心豊かな生きがいのある社会の実現のためには、誰もが社会に参画しやすい環境を整備することが、これまで以上に求められ「女性活躍」の推進に向けた様々な制度も構築されています。

しかし、固定的な性別役割分担意識はまだ残っていると考えられ、日常生活における家事・育児・介護における男女が果たしている役割に偏りがあります。これらのことが、女性就業継続や経済的自立を困難にしている一方で、男性の生活スタイルを仕事優先とさせてしまうなど、男女の生き方を固定化し、個人の生き方について、自由に選択することを妨げています。

固定化された生き方が社会に定着してしまうことで、次世代を担う子どもたちの未来が可能性に乏しい社会となることが懸念されることから、行政での取り組み、学校・地域・家庭における教育や各種情報発信などにおいては、人権尊重と男女平等の視点をもって、機会あるごとに男女共同参画の重要性を訴え、意識の醸成と実践の拡大を図ります。



◆男女の地位の平等に関する意識



資料：桑折町意識調査（平成 24 年）

施策の方向性 1 男女平等を基本とした男女共同参画社会に向けた意識の醸成

一人ひとりが男女の性別にとらわれることなく、一人の人間としてお互いの個性を尊重する男女平等の意識を高めることが重要であり、様々な機会を通じて男女平等意識を高めるための啓発活動や学習を推進することが必要です。

具体的な施策	取り組み主体		
	担当課	地域等	町民
①男女共同参画社会形成の必要性への意識の醸成	○	○	○
・男女共同参画週間の周知・啓発 ・男女共同参画に関する講演会・研修会への派遣 ・女性の権利に関する法令・条約等の周知・啓発	総合政策課 総合政策課 総合政策課		
②男女共同参画社会形成に向けて、周知イベントや講演会等の開催	○		
・講演会、セミナー等の開催	総合政策課・生涯学習課		
③ジェンダーにとらわれた表現をなくし、人権に配慮した多様なメディアを活用した広報活動を進める	○		
・国、県他の自治体等の資料収集 ・広報におけるジェンダー※にとらわれない表現の点検 ・男女共同参画関係図書の収集	総合政策課 総合政策課 生涯学習課・総合政策課		
④男女共同参画を推進する具体的な例を盛り込んだパンフレット作製・配布を積極的に行う	○		
・広報紙等に男女共同参画に関する情報の掲載	総合政策課		

※ジェンダー

社会的、文化的に作られた性差のこと。生物学的な性差（SEX：セックス）に対して、これと区別するために、国際的にも広く使用されることとなった概念・用語。

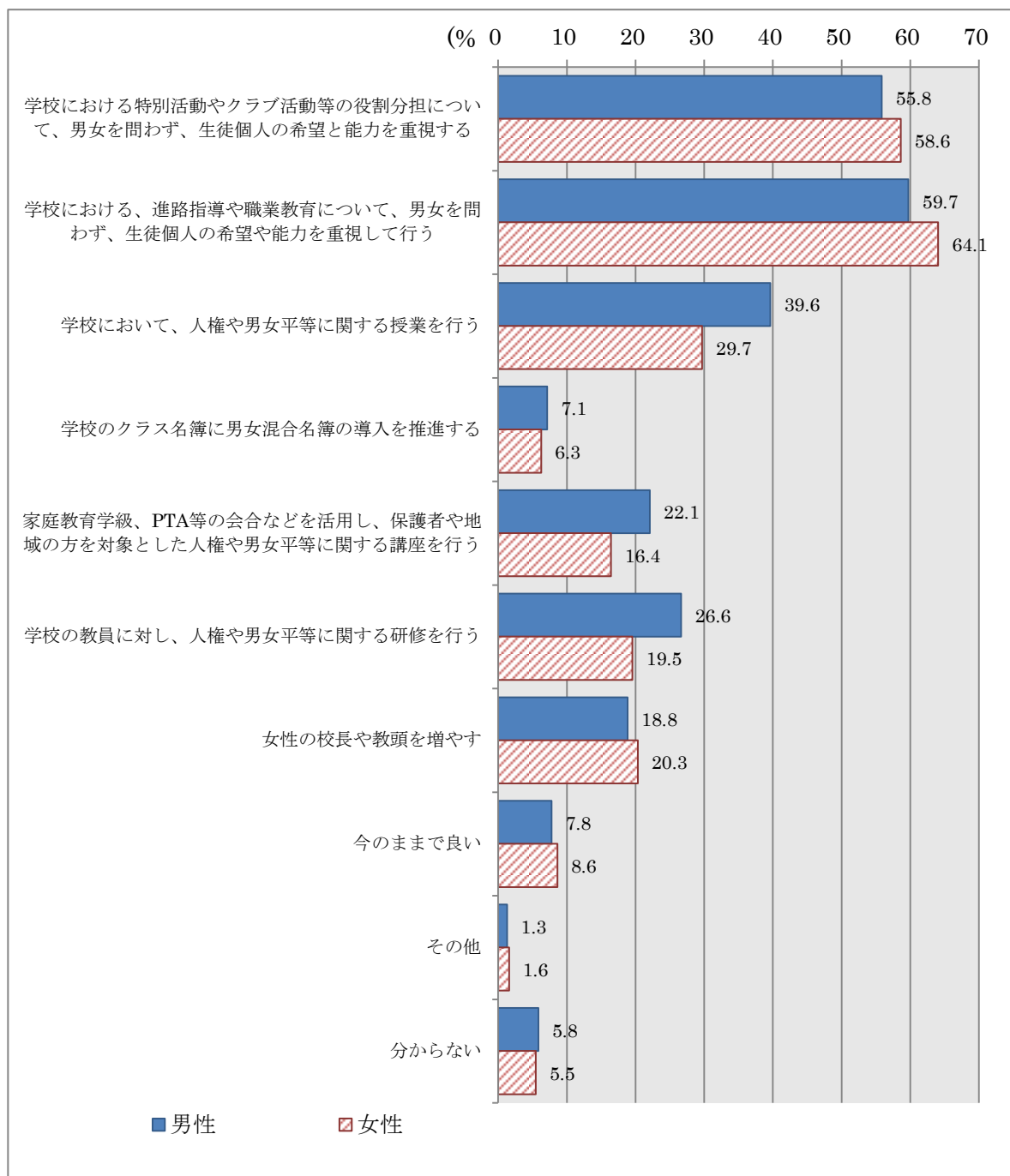
「ジェンダー」という用語には、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではない。

施策の方向性 2 男女平等意識を醸成する教育と生涯学習の充実

家庭、学校、職場、地域等において、男女平等意識の浸透を図るため、男女平等の視点に立った教育の推進や男女共同参画について学ぶことができる機会の提供を図るための取り組みを行います。

具体的な施策	取り組み主体		
	担当課	地域等	町民
①家庭・地域の男女共同参画について情報提供や学習機会の充実	○	○	
・男女共同参画学習のための講座等の開催	総合政策課・生涯学習課		
②あらゆる学習の場で、あらゆる世代に向けて男女の人権を尊重しあう人権教育の推進	○	○	○
・人権教育講演会等の開催 ・男女共同参画学習のための講座等の開催（再掲載）	総合政策課・保健福祉課 総合政策課		
③保育・教育に携わる環境において男女共同参画の推進	○		
・保育所、幼稚園、学校における男女共同参画意識の醸成（男女共同参画の視点に立った行事運営の点検、教材の点検、進路・就職指導の点検、男女混合名簿の導入）	こども教育課		
④教職員等の男女共同参画意識を形成する研修のより一層の充実	○		
・保育所、幼稚園、学校の教職員に対する男女共同参画研修会への参加促進	こども教育課		

◆次世代の子ども達に対してどのような教育が必要か



資料：桑折町意識調査（平成 24 年）

施策の方向性 3 国際交流の促進

多文化共生社会における男女共同参画の推進に向けた国際交流・協力を推進することが必要です。

具体的な施策	取り組み主体		
	担当課	地域等	町民
①外国人との交流の場を設定し、相互の文化や価値観の違い、家庭における男女共同参画のあり方などを学びあう機会をつくる	○	○	○
・学校における国際理解教育の推進（外国語指導助手） ・男女共同参画海外研修派遣や受入事業等の奨励	こども教育課 総合政策課		
②姉妹都市を始めとする国際交流の活用を図る	○		
・交流人員の拡大 ・交流した人材の活用 ・交流人口、関係人口の拡大	生涯学習課 生涯学習課 総合政策課・産業振興課		



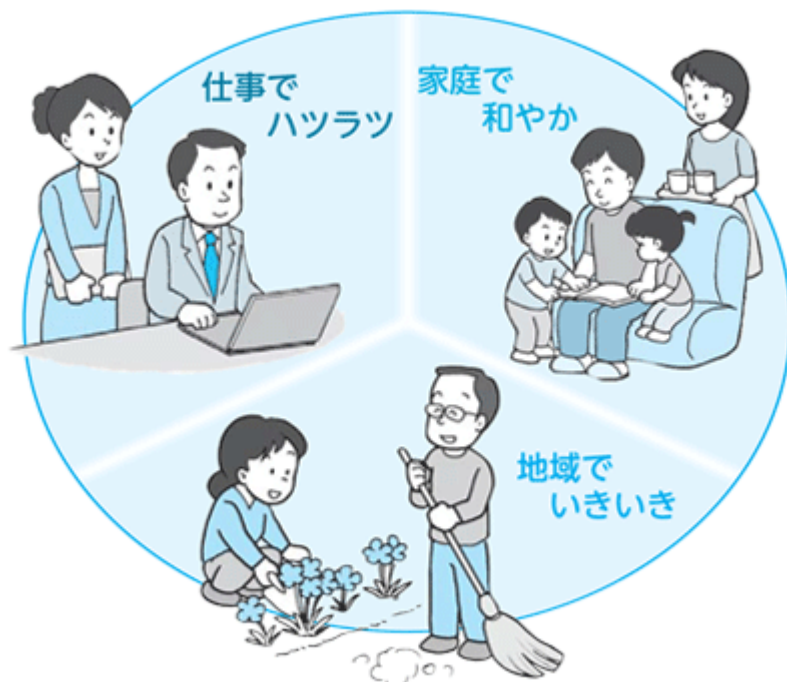
Ⅱ 男女がともに家庭生活・地域活動などに参画できる環境づくり

○基本目標

少子高齢社会を迎え、男女が年齢や性別に関らず様々な分野で一層活躍することが望まれますが、家事・育児・介護については、依然として女性がその多くを担っています。

事業所の多くが、育児休業・介護休暇制度を規定しているのに対し、取得者における男女の割合には大きな隔たりがあります。一方で、男性は仕事中心の生活スタイルとなり、家事や育児に参加しづらいことが指摘されています。

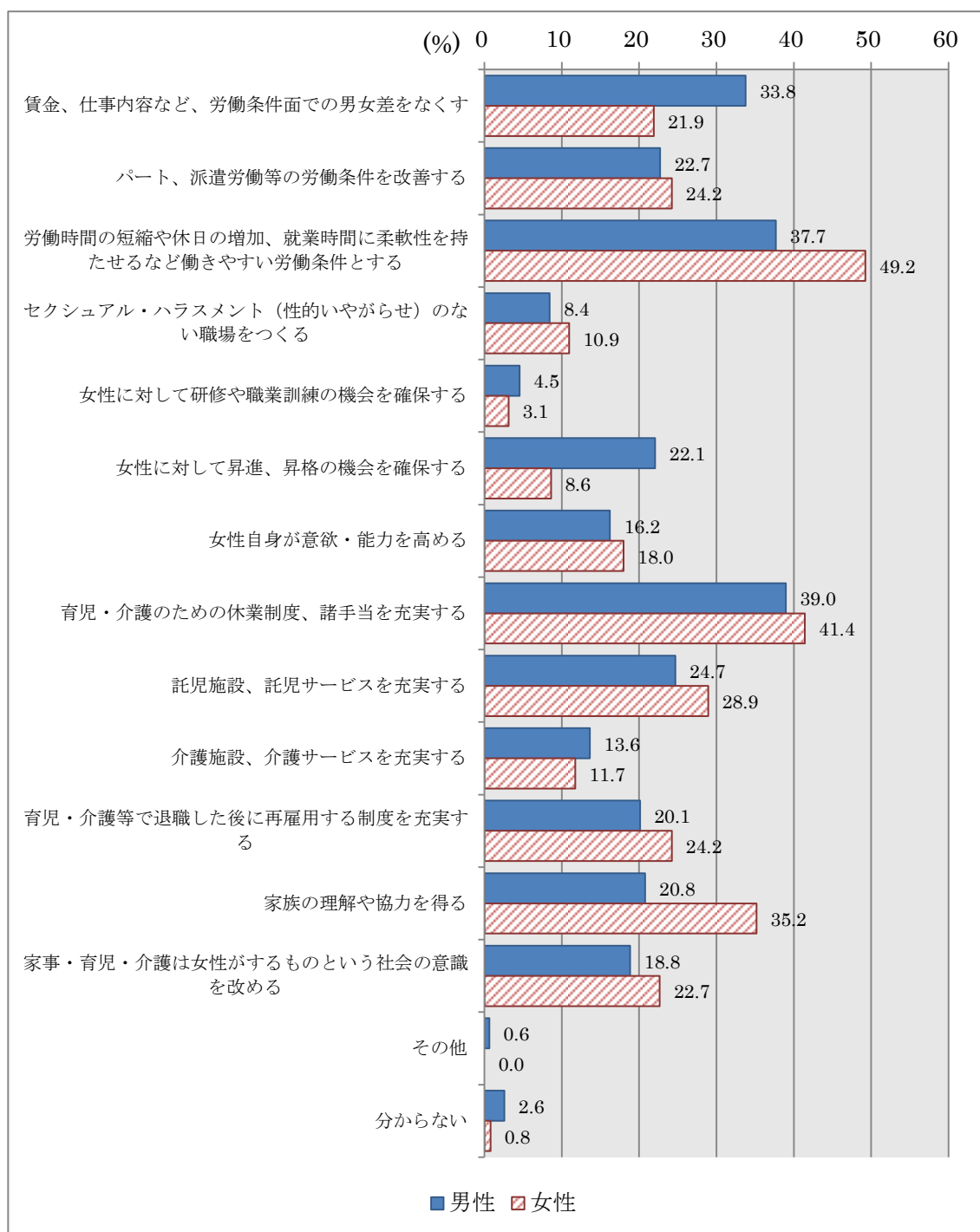
このため、多様なニーズに応じた子育て・介護に関する社会的支援を充実し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）※や男性の家庭・地域参画を促進する取り組みを進めるとともに、職場における男女平等を実現させ、男女が様々な活動を自らの選択によるバランスで実現できる社会環境を整備していきます。



※仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

男女がともに、ライフステージに応じて、仕事や家庭、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動を含めた生活スタイルを自らの選択によるバランスで形成すること。

◆女性が働き続けるために必要なこと



資料：桑折町意識調査（平成 24 年）

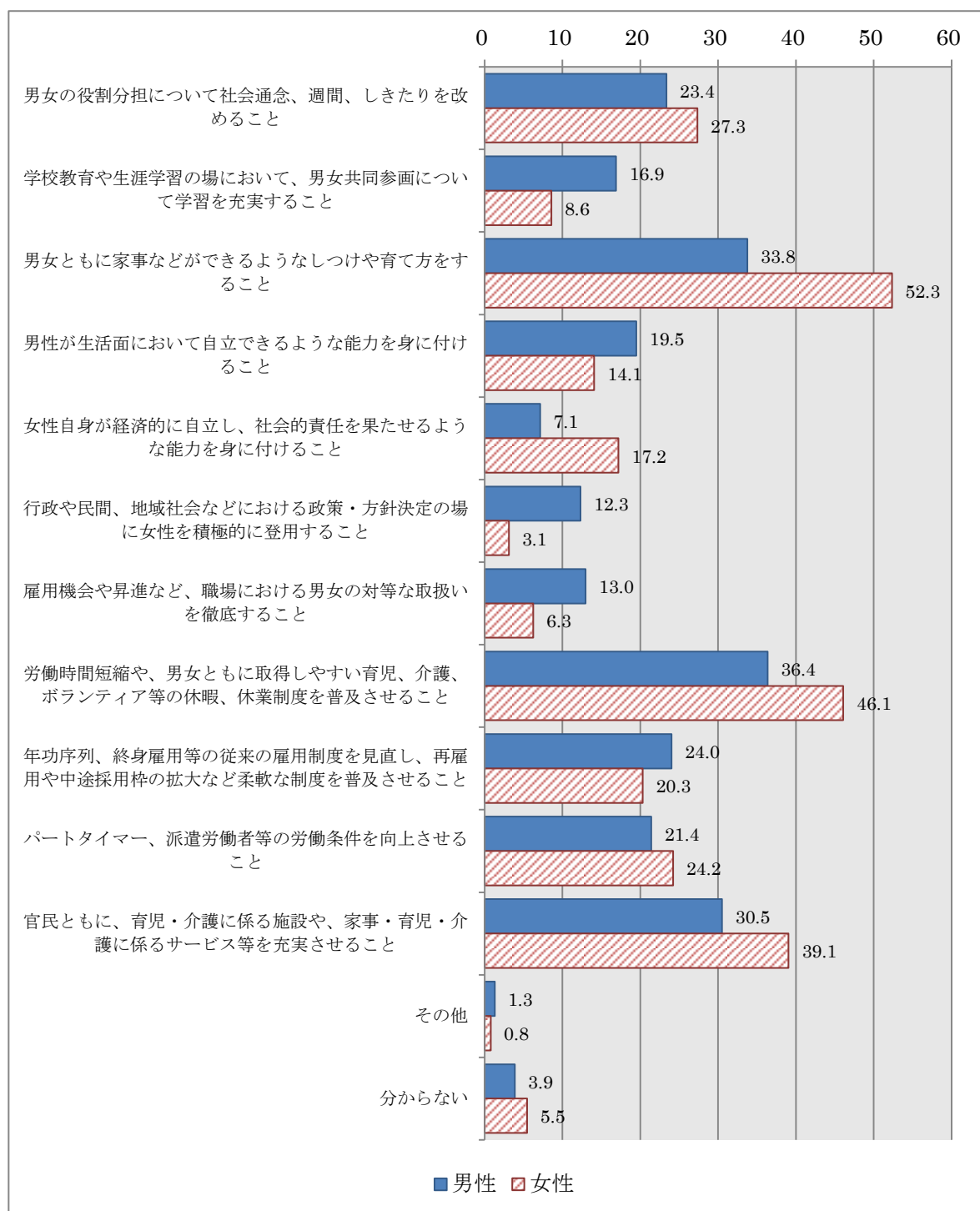
施策の方向性 1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

男女がともに家庭生活と職業生活を両立し、地域に参画していくために、男性の職場中心の意識、ライフスタイルを見直し、女性だけに頼ることなく育児・介護の改善を図りながら、心豊かに安心して生活ができるように支援します。

地域の活気と一人ひとりの豊かさが実感できる社会づくりのために、男女がともに仕事や地域活動等のほか、育児や介護等の家庭生活にバランス良く参画できるよう、各分野で仕事と生活の調和を図るための取り組みを行います。

具体的な施策	取り組み主体		
	担当課	地域等	町民
①多様な保育サービスの実施、放課後児童対策の充実、保育関連施設の拡充	○		
・子ども・子育て支援事業計画の推進 ・保育サービスの充実	こども教育課		
②介護保険サービスの普及促進・基盤整備とともに、障害者・高齢者福祉施策の充実	○	○	
・介護保険制度・高齢者福祉施策の充実（生きがいづくりの充実・介護予防事業の充実・生活支援サービスの充実） ・障害者保健福祉の充実 ・高齢者に対する学習機会の充実 ・関係機関と連携した介護保険制度に関する男性参画への啓発	保健福祉課 保健福祉課 生涯学習課・保健福祉課 保健福祉課		
③地域全体での子育てや介護に係る支援体制の強化	○	○	
・ひとり親家庭に対する支援の充実 ・子育て支援事業の推進 ・介護関連施設の充実	保健福祉課 こども教育課・保健福祉課 保健福祉課		
④地域社会への参加を支援する学習機会の提供	○		
・男性ボランティア養成講座の開催	保健福祉課・総合政策課		
⑤ボランティア活動の活性化を図り、男女の参加の促進		○	
・ボランティア活動、NPO 活動への支援	保健福祉課・生涯学習課・総合政策課		
⑥男性の家事・育児・介護への参画促進を一層推進	○		○
・男性の家庭参画促進のための学習機会の提供	保健福祉課・生涯学習課		
⑦性別役割分担意識の改革	○	○	○
・広報紙等により普及啓発	総合政策課		

◆今後男女がともに仕事、家庭、育児、介護、地域活動等に積極的に参加するために必要なこと



資料：桑折町意識調査（平成 24 年）

施策の方向性 2 就労の場における男女共同参画の促進

女性が能力を発揮して働き続けるための改正男女雇用機会均等法の法制度など、労働環境整備が進んでいます。

しかし、女性の婚姻・妊娠・出産に対する理解のもとに女性の働く権利を保障し、個人の能力を十分発揮し評価される職場環境が整っていない部分も多く、男女の不平等が生じている場面も見られます。

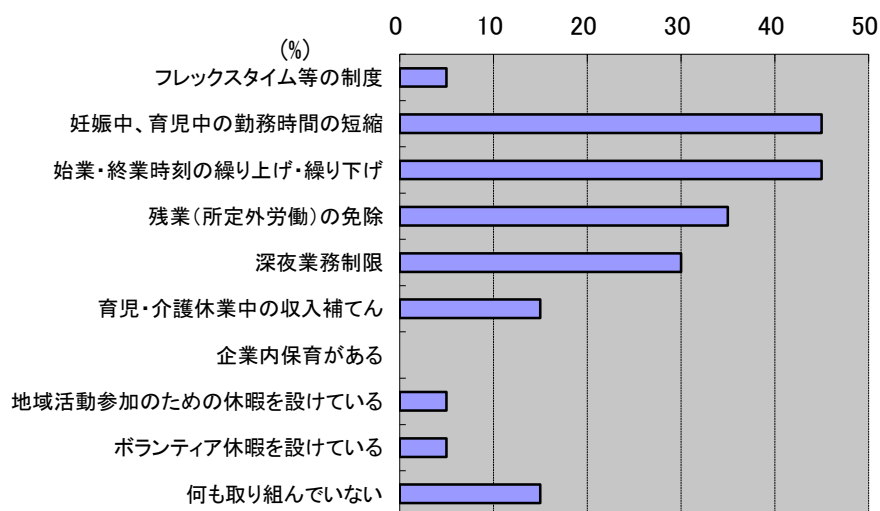
女性が自ら労働意識を高めるとともに、あらゆる就労者の健康管理意識の向上と健康増進を図り、就労の場における男女共同参画を進めます。

具体的な施策	取り組み主体		
	担当課	地域等	町民
①母性保護規定を遵守しつつ、男女雇用機会均等法など関連法令の普及啓発	○	○	
・男女雇用機会均等法等の周知 ・雇用の場における男女平等及び仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の啓発（講演会等の開催）	産業振興課 総合政策課		
②育児・介護休業制度の普及	○	○	
・各種地域団体、事業者等への情報提供	総合政策課		
③出産、育児、介護等による退職者の再就職に向けた施策（情報提供、職業能力講習、就労相談など）の充実	○		
・情報の提供（就職・再就職、職業能力講座、再就職支援講座等）	産業振興課		
④アンペイド・ワーク（家事、育児、介護、ボランティア活動など、家庭や地域での無償労働）に対する正当な評価を行うよう、町民への意識啓発	○		○
・アンペイド・ワークに関する情報提供	総合政策課		
⑤農業、自営業の家族従事者の就業条件の整備と女性の地位向上	○	○	○
・家族経営協定※の締結促進 ・男女共同参画意識の啓発（セミナー等の開催）	産業振興課 総合政策課・産業振興課		

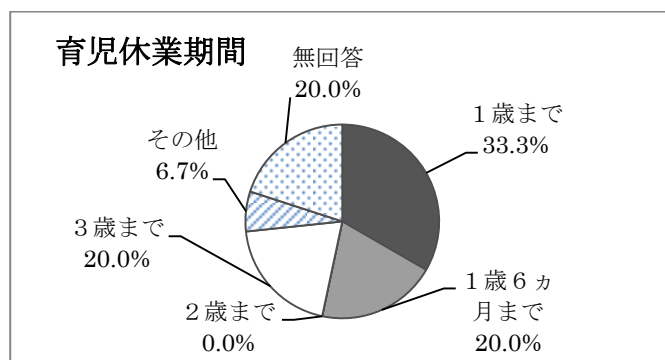
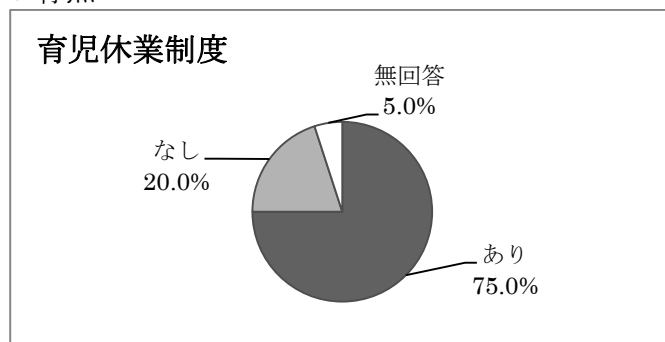
※家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるものです。

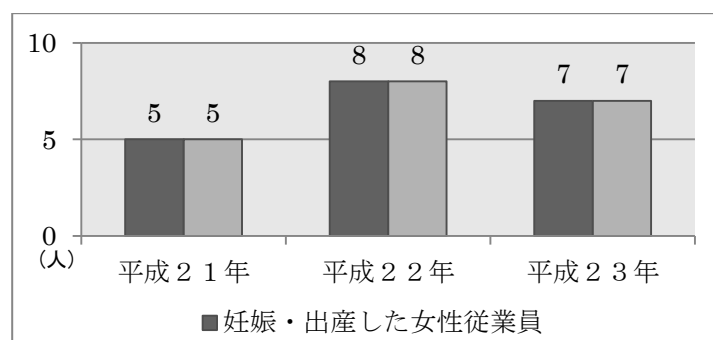
ワーク・ライフ・バランスに配慮した就労環境の整備について、取り組み状況



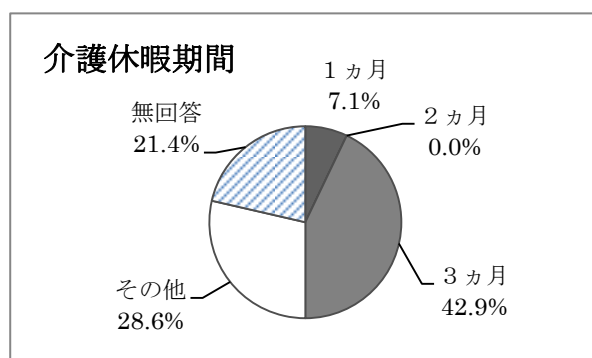
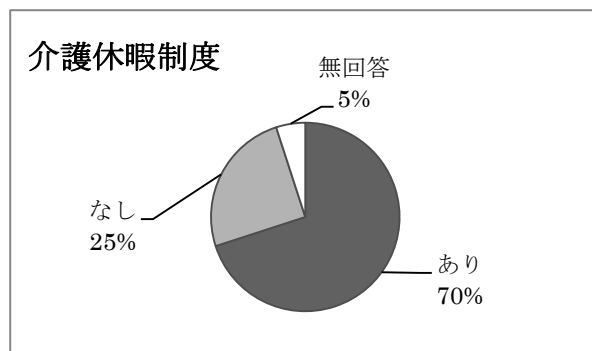
育児休業制度の規定の有無



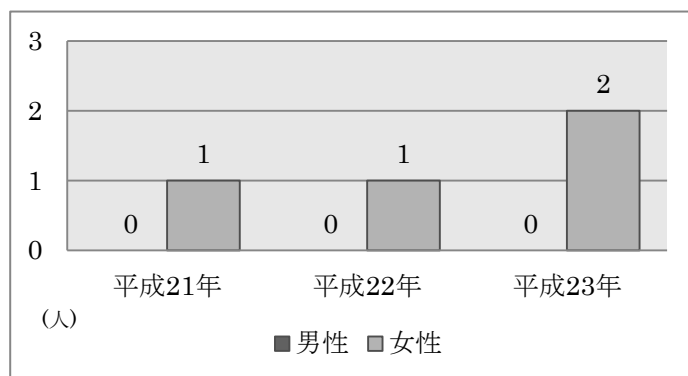
過去3年間に、妊娠・出産した女性従業員数と、そのうち、育児休業を取得した女性従業員数



介護休暇制度



過去 3 年間に、介護休暇を取得した従業員



資料：桑折町意識調査（平成 24 年）



施策の方向性 3 防災分野における男女共同参画の推進

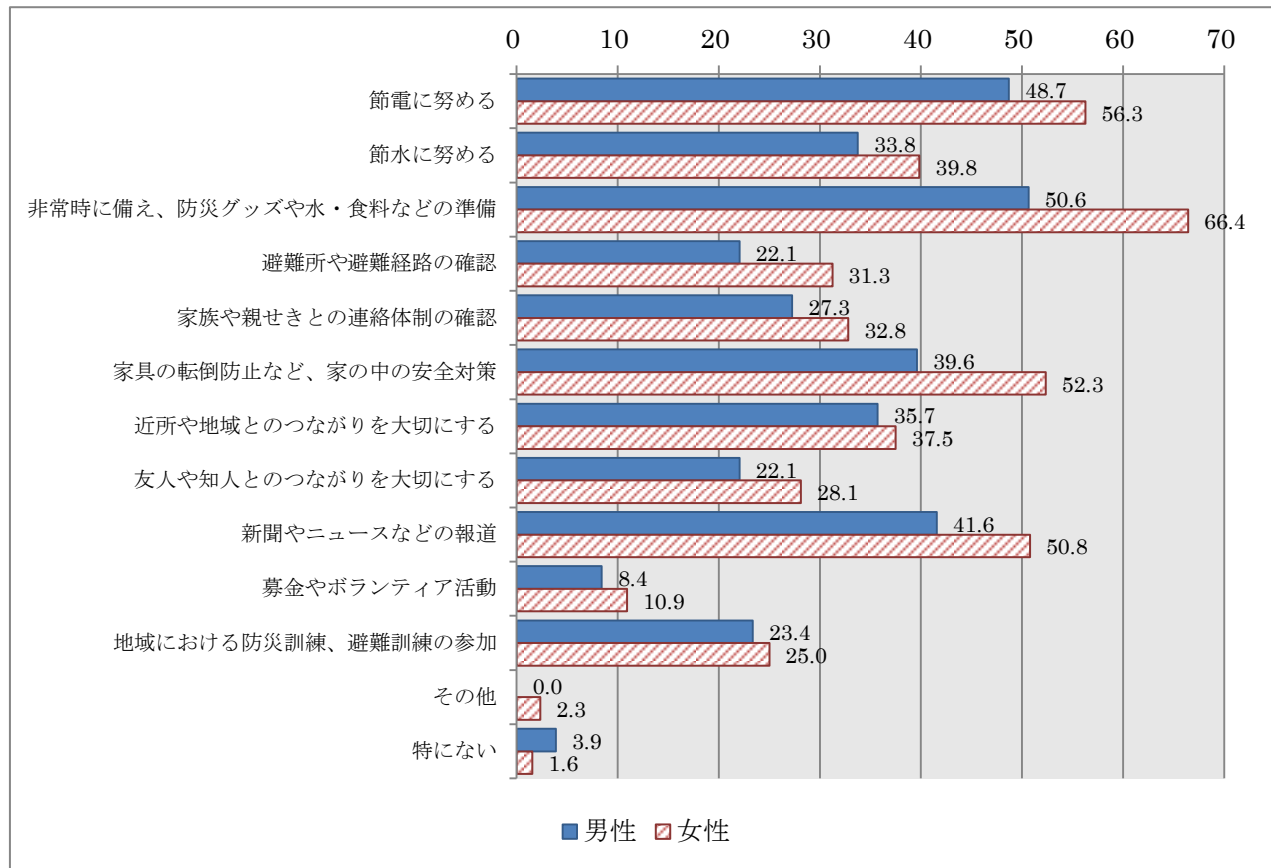
被災時には、増大した家庭的責任が女性に集中することなどの問題が明らかになっており、防災の取り組みを進めるにあたっては、男女のニーズの違いを把握して進める必要があります。

これら被災時や復興を進めるうえで女性をめぐる諸問題を解決するため、男女共同参画の視点を取り入れることにより、地域における男女双方や生活者の多様な意見を反映した現実的かつ継続的な防災体制の確立を目指します。

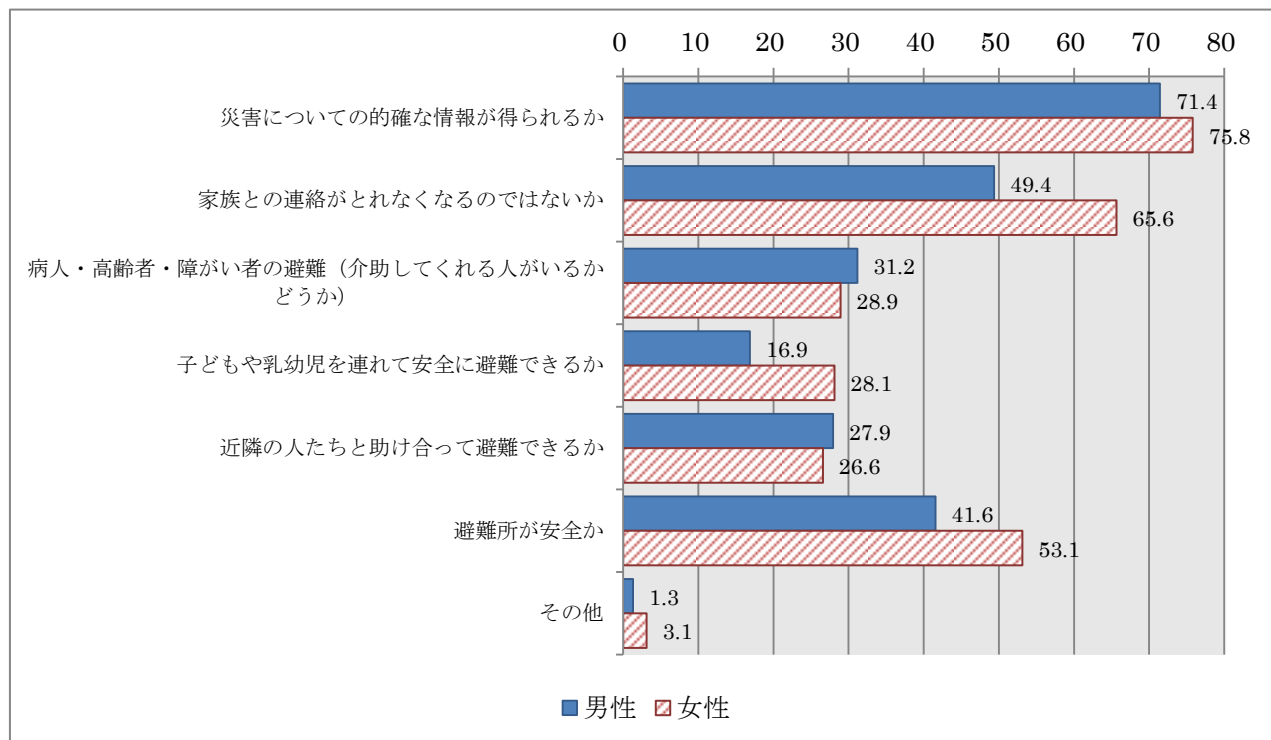
具体的な施策	取り組み主体		
	担当課	地域等	町民
①防災分野における女性参画の拡大	○	○	○
・ 地域防災計画等に男女共同参画の視点が反映されるように推進を図る ・ 防災分野での固定的役割分担意識の見直しを図るため、政策・方針決定過程への女性参画の拡大	生活環境課 生活環境課		
②防災の現場における男女共同参画	○	○	○
・ 緊急時における連絡体制の整備や、避難誘導等に関して平時からの女性・高齢者等に対する知識の普及・学習機会の拡充 ・ 女性消防団員の確保 ・ 女性リーダーの育成 ・ 避難所や災害ボランティア活動の場において、安全の確保など男女共同参画の視点からの配慮がなされるよう図る	生活環境課 生活環境課 生涯学習課・生活環境課 生活環境課・保健福祉課		



◆東日本大震災後、生活において強く意識するようになったこと



◆今後、災害が発生して避難が必要になった時の心配なこと



資料：桑折町意識調査（平成 24 年）

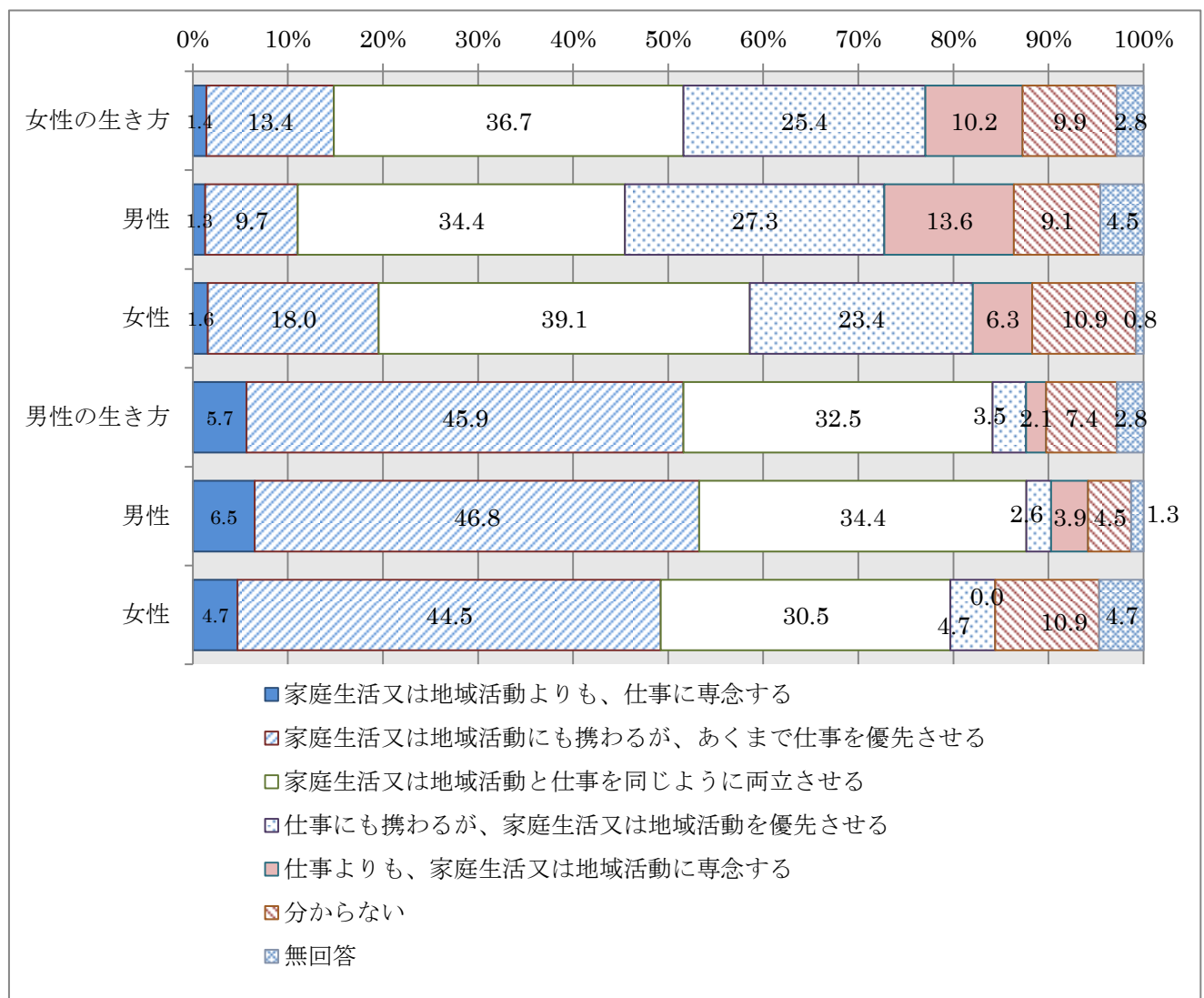
Ⅲ 女性人材の育成と意思決定過程への参画促進

○基本目標

政治や行政の公的分野や企業・団体・地域等について、女性の参画が進まない要因は、男女間の経済的格差に加え、固定的性別役割分担意識や慣行が根強く残っていることなどが考えられます。特に、政治や行政機関などで決定する政策・方針は、そこで生活する男女の双方に影響を及ぼすことから、その意思決定過程には、男女がバランスよく参画することが望まれます。

そのためには、高い意識を持って行動し、責任を担うことができる女性人材の育成が重要であり、固定的な性別役割分担意識や慣行にとらわれない周囲の意識といった環境整備も進めなければなりません。

◆女性及び男性の望ましい生き方



資料：桑折町意識調査（平成 24 年）

施策の方向性 1 女性人材の育成と経済的な地位の向上

女性の参画の少なかった分野や重要事項の決定の場に女性が参画できるよう、女性自身も力をつけ、自主的に社会のあらゆる分野に参画することが必要です。そのため、地域において活躍している女性等によるネットワークの構築を支援し、女性があらゆる分野で活躍できるよう、機会の確保や情報提供等に努め、参画しやすい環境づくりを進めていきます。

また、女性が様々な分野に参画し、能力を発揮していきいきと暮らし、働くことができるよう経済的自立へ向けた啓発に努めます。

具体的な施策	取り組み主体		
	担当課	地域等	町民
①女性団体等と連携して女性リーダーの養成・確保の推進	○	○	○
・女性リーダー養成事業の推進 ・農業、商業に従事する女性グループ等への活動支援	生涯学習課 産業振興課		
②近隣市町村とも連携し、各分野で活躍する女性の交流機会の提供・支援	○		
・女性団体、グループ等との交流会の開催	総合政策課		
③女性の資産形成を進めるための啓発	○		
・経済的な自立に向けた情報や学習機会の情報提供	総合政策課		

施策の方向性２ 意思決定過程における女性の参画促進

政治、経済、社会文化などあらゆる分野の意思決定の場に男女が等しく参画することが必要です。特に公的機関においては、そこに暮らす男女の生活に影響を与える政策・方針を決定する場であることから、その決定過程への女性の参画がこれまで以上に求められています。

女性の社会参加は進んでいますが、政策や方針決定過程への女性の参画はいまだに十分とは言えない状況にあります。女性の採用、登用、職域の拡大を図るため、町が率先してポジティブ・アクション※に取り組み、各種研修等の機会の充実を図り、能力の開発を進めます。

具体的な施策	取り組み主体		
	担当課	地域等	町民
①公募制の拡大やクォータ制（数値枠の設定）の導入などを行い、各種審議会・委員会等への女性の積極的な登用	○		
・ 審議会・委員会の女性委員の参画目標値設定・状況の公表 ・ 審議会等への町民公募制の拡大	総合政策課 各課		
②行政内の女性職員の能力発揮に向けて、職域の拡大及び幅広い職務経験や研修機会の充実	○		
・ 職域の拡大及び幅広い職務経験や研修機会の充実	総務課		
③保育士や幼稚園教諭の男性職員の確保	○		
・ 男女の区別のない職員の採用	総務課・こども教育課		
④行政職員全体に男女共同参画意識の醸成を図る研修機会の拡充	○		
・ 全職員への男女共同参画研修会の実施と参加促進	総務課・総合政策課		
⑤あらゆる分野での管理職への女性登用の促進	○		
・ 役場女性職員の管理職への登用促進	総務課		
⑥各種地域団体・事業者などと男女共同参画に関する意見交換の場を設け、男女共同参画への取り組みの促進	○	○	
・ 各種地域団体・事業者・商工会・行政などの意見交換の場の設定	総合政策課・産業振興課		
⑦事業者、農業関係団体、商工会、学校PTA等、あらゆる機会を利用し、事業者や各種団体等における女性の積極的登用の働きかけ	○	○	
・ 女性の登用について各種機関・団体・地域等への協力要請	産業振興課・こども教育課		

※ポジティブ・アクション

様々な分野において、参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、参画する機会を積極的に提供するもの

男女共同参画基本法では、積極的改善措置の実施は国の責務として規定され、また、地方公共団体においても地域の特性に応じ、国に準じた施策を実施する責務があるとされている。

施策の方向性 3 女性のエンパワーメントの育成

女性の参画が進まない理由として、男性優位の組織運営や固定的性別役割分担の意識、家族の協力不足などのほか、女性の積極性が十分でないことや能力開発（エンパワーメント）※の機会が不十分であること等が考えられます。女性が多様な能力を身に付け、積極的に社会に参画できる条件整備が必要です。

女性人材の積極的な育成を図り、女性グループ等の活動を支援していくため、啓発、各種研修等の機会の充実を図り、能力の開発を進めます。

具体的な施策	取り組み主体		
	担当課	地域等	町民
①固定的性別役割分担の解消に向けた情報・学習機会の提供	○	○	
・ 広報紙等に男女共同参画に関する情報の掲載（再掲載） ・ 男女共同参画学習のための講座等の開催（再掲載）	総合政策課		
②女性の人材を育成するための教育機会や自己啓発機会の充実	○	○	
・ 就職・再就職・職業訓練等の情報提供 ・ 女性学習講座等の充実 ・ 福島県男女共生センター・大学等で実施する公開講座等の情報提供（リカレント教育の推進）	産業振興課 生涯学習課 総合政策課・生涯学習課		

※エンパワーメント

力をつけること。この女性が自ら意識と能力を高め、政治的経済的、社会的及び文化的に力を持った存在になること。

Ⅳ 人権が侵害されることのない社会の実現

○基本目標

男女共同参画社会の形成のためには、人権の尊重は極めて重要です。

また、真の男女共同参画社会の実現のためには、一人ひとりが固定的性別役割分担意識に気づき、これを是正し、人権尊重を基盤とした男女平等感の形成を促進することが不可欠です。

すべての人々の人権が尊重される社会づくりのためには、性別役割にとらわれた生き方が、男女の可能性を狭め、自由で主体的な選択を阻んでいることを認識することが必要です。

人格形成過程において男女平等を身に着け性別にとらわれずに、その個性と能力を十分発揮することができるよう、人権尊重の視点に立った男女平等教育を推進するとともに、あらゆる年齢層の人々に対する意識の改革を進めます。



施策の方向性 1 男女間のあらゆる暴力の根絶

配偶者や恋人などのパートナーからの暴力（ドメスティック・バイオレンス 以下「DV」と略）※、職場などで見られるセクシュアル・ハラスメント、性暴力などは犯罪となる行為も含む重大な人権侵害であり、多くの場合、女性が被害者です。

暴力に対する厳正な対応を強化するとともに、相談窓口などの充実を図り、性差別や暴力を許さない社会の形成のための取り組みを一層進める必要があります。

具体的な施策	取り組み主体		
	担当課	地域等	町民
①「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の趣旨の周知	○		
・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の趣旨の周知	総合政策課・保健福祉課		
②職場、学校、各種団体などにおけるセクシュアル・ハラスメント防止に向けた啓発	○		
・セクシュアル・ハラスメント防止に向けた啓発	総合政策課・こども教育課・総務課		
③性犯罪や夫からの暴力等の被害者及び加害者である男性に対する相談体制の充実	○		
・女性担当窓口、女性相談の強化	保健福祉課・総合政策課		
④DVは犯罪であるとの意識啓発、加害者に対する厳正な対処等による女性の人権を守る環境づくりの推進	○		
・DV防止法の普及・啓発	保健福祉課・総合政策課		
⑤関係機関と連携し、DV、性犯罪、売買春、ストーカー行為等への取締りの強化	○		
・関係機関へのDV、性犯罪、売買春、ストーカー行為等への取締りの強化の要請	保健福祉課・総合政策課		

※ドメスティック・バイオレンス（DV：domestic violence）

配偶者や恋人など親密な関係にあるものから振るわれる暴力のこと。多くの場合は、男性から女性に振るわれる。

身体的暴力や性暴力だけでなく、精神的暴力や経済的暴力なども含まれる。

施策の方向性2 生涯を通じた男女の健康支援

望まない妊娠や中絶、性感染症への感染などが依然として深刻な状況であることから、女性の重要な人権である「性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）」※についての情報提供や支援が求められています。

男女がともにパートナーを尊重する意識を醸成できるよう、家庭、地域、学校及び行政が一体となって人間教育としての性に関する教育を推進する必要があります。

また、男女がその健康状態及び思春期、青年期、成人期、更年期、高齢期などの人生の各ステージに応じた課題に対し、的確に自己管理を行うことができるよう健康教育や相談体制の確立が必要です。

具体的な施策	取り組み主体		
	担当課	地域等	町民
①リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念の浸透を図る	○		
・男女共同参画学習のための講座等の開催（再掲載）	総合政策課・保健福祉課		
②母性機能が持つ社会的重要性と健康への認識を高めるための啓発	○		
・啓発・普及の推進	保健福祉課		
③正しい性と健康に関する情報提供の充実	○		
・医師、保健師・学校を通じた講座の開催や情報の提供	保健福祉課・こども教育課		
④学校教育において、人権教育としての性教育の推進	○		
・性教育の推進	こども教育課		
⑤就労の場での母性保護も含めた、母子保健の充実	○		
・母子保健事業の充実	保健福祉課		
⑥女性の健康上の問題や性に関する相談に対応できる相談窓口の充実	○	○	
・相談体制の充実	保健福祉課		
⑦思春期、妊娠・出産期、更年期等における女性の適切な健康管理の支援	○	○	
・保健事業の充実	保健福祉課		

※性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）

生涯を通じて、自らの身体について自己決定を行い健康を享受する権利のこと。子どもを生む、うまない、いつ何人生むかなどを選ぶ自由、安全で満足の育成生活、安全な妊娠・出産や、子どもが健康に生まれ育つこと、さらには思春期や更年期における健康上の問題も含まれ、生涯を通じての性と生殖に関する幅広い課題を対象としている。

V 働く女性・働きたい女性が活躍できる環境づくり

【女性活躍推進法市町村推進計画】

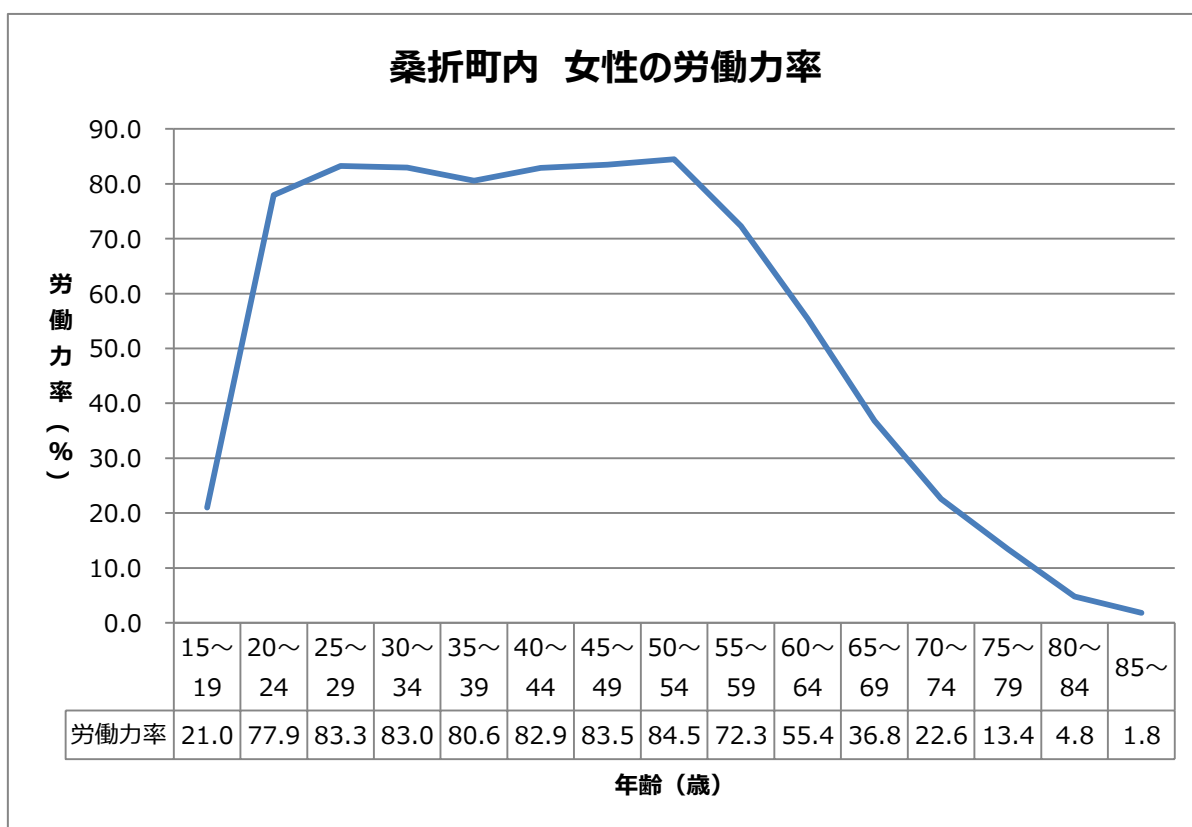
○基本目標

人口減少社会にある中で、持続的な成長を実現していくためには、最大の潜在力である「女性の力」の発揮が不可欠となっており、女性が職業生活の場で活躍することは、地域の活性化にもつながります。

しかし、本町の女性労働率は、30歳代後半から40歳代前半を谷とし、20歳代と50歳代が山になるゆるやかなM字カーブになっています。これは、女性の活躍が広がる一方で固定的な性別役割分担意識はいまだに解消されておらず、仕事と家庭の両立が難しいことを理由に、多くの女性が出産や子育てを機に離職し、育児が落ち着いた時期に再び働き出す女性が多いことを示しています。

女性活躍推進法が制定・施行となり、女性が働く環境の整備は少しずつ進んできましたが、賃金、昇進、人事配置などの面で、男女の不平等感は今なお残っています。

このため、男女がともに仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた生活を送られるようにすることはもとより、女性が抱える働く環境での課題等によって不利益を被ることがないようにしなければなりません。女性が自らの能力を発揮し社会で活躍できるような環境の整備を、男女共同参画の推進とともにを行い、より一層推進していく必要があります。



資料：国勢調査（平成27年）

施策の方向性 1 女性の力を生かした職業生活の推進

職業生活において、意欲ある女性がその力を存分に生かして活躍できるよう、男女共同参画での推進とともに、さらなる女性の就業、起業等の支援、スキルの向上等に向けた取組みを推進します。

具体的な施策	取り組み主体		
	担当課	地域等	町民
①女性の登用促進のための支援	○		
・女性管理職やリーダーとして活躍するために必要な知識等を身につけるための講座等の情報提供	総合政策課		
②キャリア教育等の推進	○		
・女性のキャリアアップに関するセミナー等の情報提供	総合政策課		
③就業・起業の支援	○		
・就業・起業に関する相談、セミナー等の情報提供	総合政策課・産業振興課		
④企業における女性の活躍推進に向けた取組みの促進	○	○	
・企業の取組状況の把握と優良取組の情報発信	総合政策課・産業振興課		



平成30年11月9日 働く女性のためのワークライフバランスセミナー

施策の方向性 2 育児や介護などに配慮した多様な働き方の支援

仕事をしている女性の多くが、やがて結婚して家庭を持ち、妊娠・出産・子育てを経験することになれば、これまでは離職する人が多かった実態があります。

また、子育てがひと段落して、再就職したとしても、親の介護に直面する時期もやってきます。

それぞれの時期にそれぞれの状況に応じた支援体制を整備し、男女共同参画の推進とともに、女性が安心して働き続けられる環境づくりへの取組みを進める必要があります。

具体的な施策	取り組み主体		
	担当課	地域等	町民
①女性の職業生活における情報の収集・整理・提供	○		
・ 町内外の情報の収集及び提供	総合政策課		
②女性の職業生活における活躍の推進に向けた啓発活動	○		
・ 企業や男性の意識改革を進める啓発の推進 ・ 女性の職業生活に関するセミナー等の開催	総合政策課 総合政策課		
③女性の職業生活と家庭生活の両立に向けた子育て支援の充実	○		
・ 桑折版ネウボラを拠点とした相談体制の充実 ・ 保育サービスの充実（再掲載）	保健福祉課 こども教育課		
④女性の職業生活と家庭生活の両立に向けた障がい者・高齢者支援の充実	○		
・ 関係機関と連携を密にした相談体制と支援の充実	保健福祉課		
⑤女性の職業生活と家庭生活の両立支援に向けた企業の取組促進	○	○	
・ 企業の取組状況の把握と優良取組の情報発信（再掲載）	総合政策課・産業振興課		
⑥柔軟な働き方の推進	○	○	
・ 女性のニーズに応じた就業等に関する情報の提供	総合政策課・産業振興課		

施策の方向性3 ハラスメントのない職場環境づくり

職場における固定的な性別役割分担意識は、両立支援制度の利用に向けた障壁や、妊娠、出産、育児休業取得を理由とする不利益等の女性に対するハラスメントの背景になり得ることが考えられます。男女共同参画における人権侵害に対する防止や暴力根絶の取り組みとともに、女性が安心して働き続けるためのハラスメント等の防止対策をより一層進めていく必要があります。

具体的な施策	取り組み主体		
	担当課	地域等	町民
①職場におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた啓発促進	○	○	
・セクシュアル・ハラスメント等の防止対策の周知	総合政策課・保健福祉課		
②関係機関と連携した、職場におけるセクシュアル・ハラスメント等に関する相談体制の充実	○	○	
・関係機関と連携した、相談体制の情報提供	総合政策課・保健福祉課		

第5章 プランの着実な推進に向けて

1 プランの推進

本計画の内容を実現するためには、男女共同参画社会形成に向けて全庁的に取り組むことはもちろん、事業者、関係団体等との連携を図りながら、町民の理解と協力を得ることが重要です。

このため、男女の実質的な平等を実現し、男女一人ひとりが個人として尊重される社会の形成に寄与することを目的とした「男女共同参画推進条例」の制定に向けて、行政が率先してリーダーシップをとりながら、男女共同参画社会形成に向けた施策を推進します。

2 推進体制

男女共同参画に関する施策の総合的な推進体制をさらに充実させ、他機関等との連携強化を図り、積極的な事業展開を目指します。

(1) 庁内の推進体制強化

各課長等を構成メンバーとする桑折町男女共同参画プラン推進委員会が本計画に関する施策の総合的かつ体系的な推進を図ります。

(2) 福島県男女共生センターとの連携

家庭、地域、職場、学校などあらゆる分野において男女共同参画を進めるためには、男女共同参画社会の理念を理解し、それぞれの分野で具体的に実践活動をしていくことが求められています。このため、地域等の指導者の養成や関係団体との連携強化が一層必要になってきています。

より多くの町民が男女共同参画社会の理念を理解し実践していくため、福島県男女共生センターとの連携を強化していきます。

(3) 事業者、各種団体等との連携

社会の構成員それぞれが、相互に連携しながら男女共同参画に主体的に取り組み、実践の拡大を促進するため、各界各層との連携・協力体制をより一層充実します。

3 進行管理

本計画の進行管理は、桑折町男女共同参画プラン推進委員会及び桑折町男女共同参画プラン推進懇談会において行います。

(1) 民官一体型の推進体制の整備

具体的な施策	取り組み主体		
	担当課	地域等	町民
①町民代表、事業者、各種団体、行政などから成る「男女共同参画推進懇談会」を設置し、男女共同参画社会の形成に向けた研究及び推進施策の評価・提言を行うこと。	○	○	○
・町民代表、事業者、各種団体、行政などから成る「男女共同参画推進懇談会」を設置し、男女共同参画社会の形成に向けた研究及び推進施策の評価・提言	総合政策課		
②地域団体等が実施する男女共同参画推進に資する研究活動の一層の支援	○	○	
・男女共同参画施策推進状況の情報提供	総合政策課		
③男女共同参画を推進するための専門部署を行政に設置	○		
・男女共同参画を推進するための窓口の設置	総合政策課		

(2) 行政の推進体制の整備

具体的な施策	取り組み主体		
	担当課	地域等	町民
①行政施策の推進にあたっては、男女共同参画の視点に立ち全庁的に取り組む	○		
・男女共同参画プランの普及 ・庁内推進会議の運営	総合政策課		
②男女共同参画条例の制定に向けた取り組み	○		
・男女共同参画条例の制定に向けた調査・研究	総合政策課		
③男女共同参画に関する相談窓口や男女共同参画を推進する活動拠点の整備	○		
・庁内推進会議の運営（再掲載）	総合政策課		
④男女共同参画社会推進に向けて、国・県・近隣市町村・関係機関等との連携と相互協力体制の強化	○		
・国・県・近隣市町村・関係機関等との連携と相互協力体制の強化	総合政策課		
⑤家庭・学校・地域での男女共同参画推進の具体例を示したパンフレットの作成	○		
・男女共同参画推進に向けたパンフレットの作成	総合政策課		
⑥事業の進捗状況を担当部署で毎年度調査し、各団体・行政・家庭・学校等に広報やホームページで公表	○		
・町広報、ホームページ等による広報事業の充実	総合政策課		

(3) 男女共同参画施策の計画的な推進

具体的な施策	取り組み主体		
	担当課	地域等	町民
①意識調査等を必要に応じて実施するなど、施策の着実な推進	○		
・男女共同参画意識調査・施策推進状況調査の実施	総合政策課		
②男女共同参画社会の形成に影響を及ぼす事項についての定期的な調査・研究	○		
・各種審議会・委員会等の参画率の調査	総合政策課		

用語集

※ジェンダー（gender）

社会的、文化的に作られた性差のこと。生物学的な性差（SEX：セックス）に対して、これと区別するために、国際的にも広く使用されることとなった概念・用語。

「ジェンダー」という用語には、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではない。

※仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

男女がともに、ライフステージに応じて、仕事や家庭、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動を含めた生活スタイルを自らの選択によるバランスで形成すること。

※家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるものです。

※ポジティブ・アクション（positive action）（積極的改善措置）

様々な分野において、参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、参画する機会を積極的に提供するもの

男女共同参画基本法では、積極的改善措置の実施は国の責務として規定され、また、地方公共団体においても地域の特性に応じ、国に準じた施策を実施する責務があるとされている。

※エンパワーメント（empowerment）

力をつけること。ここの女性が自ら意識と能力を高め、政治的・経済的、社会的及び文化的に力を持った存在になること。

※ドメスティック・バイオレンス（DV：domestic violence）

配偶者や恋人など親密な関係にあるものから振るわれる暴力のこと。多くの場合は、男性から女性に振るわれる。

身体的暴力や性暴力だけでなく、精神的暴力や経済的暴力なども含まれる。

※性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ） （reproductive health/rights）

生涯を通じて、自らの身体について自己決定を行い健康を享受する権利のこと。子どもを生む、うまない、いつ何人生むかなどを選ぶ自由、安全で満足の育成生活、安全な妊娠・出産や、子どもが健康に生まれ育つこと、さらには思春期や更年期における健康上の問題も含まれ、生涯を通じての性と生殖に関する幅広い課題を対象としている。

参考資料

桑折町男女共同参画と防災に関する意識調査について

○調査対象

- ・町内に居住する２０歳以上の町民５００名
- ・町内事業所 従業員２０人以上の規模３０社

○調査期間

- ・平成２４年３月２３日～４月１０日

○回答数

- ・町 民 ２８３名（回答率５６．６０％）
- ・事業所 ２０社（回答率６６．６６％）

桑折町男女共同参画プラン推進懇談会設置要綱

(設置)

第1条 桑折町男女共同参画プランの推進にあたり、広く意見を求めるため、桑折町男女共同参画プラン推進懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(委員)

第2条 懇談会の委員は15人以内とする。

- 2 委員は、町内に住所を有する者、または勤務する者のうちから、町長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員が欠けた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 懇談会には、専門知識を有する者（アドバイザー）を置くことができる。

(会長及び副会長)

第3条 懇談会に、会長及び副会長各1名をおき、委員の互選により定める。

- 2 会長は、懇談会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第4条 懇談会は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会長は、必要に応じて関係機関の職員の出席を求め、意見又は説明等を聴くことができる。

(協議事項)

第5条 懇談会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) こおり男女共同参画プランの推進に関する事
- (2) 男女共同参画条例の制定に関する事
- (3) その他男女共同参画社会の形成のための施策に関する事
- (4) こおり男女共同参画プランに関する事

(事務局)

第6条 懇談会の事務局は、総合政策課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成19年訓令第9号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

桑折町男女共同参画プラン推進懇談会委員名簿

委 員

氏 名	団体・役職名等	備 考
佐 藤 久仁夫	桑折町行政連絡員連合会会長	
鈴 木 堅 之	桑折町商工会青年部長	副会長
半 澤 利律子	桑折町女性団体連絡協議会会長	会長
佐 藤 淳 子	桑折町P T A連絡協議会 (醸芳中学校P T A副会長)	
浜 田 広 美	桑折町社会福祉協議会	
蓬 田 由美子	J Aふくしま未来女性部 伊達地区桑折総合支部長	
大 槻 睦 子	N P O法人ささえ愛ふらっと	
奥 山 篤	桑折町工場協会事務局	
梅 宮 克 美	福島信用金庫桑折支店支店長	
松 浦 佳 子	一般公募	
片 平 文 子	一般公募	

アドバイザー

氏 名	役 職
藤 野 美都子	福島県立医科大学医学部 人間科学講座教授

事務局

職 名
総 合 政 策 課 長
総 合 政 策 課 課 長 補 佐
広 報 広 聴 係 長
広 報 広 聴 係 係 員

桑折町男女共同参画プラン推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 桑折町における男女共同参画社会の形成を目指した基本計画の推進を図るため、桑折男女共同参画プラン推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 推進委員会の委員は、副町長、教育長、会計管理者、各所属長等をもって構成する。

2 委員長は、副町長の職にある者をもって充てる。

3 副委員長は、教育長の職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長の職務)

第3条 委員長は、推進委員会を代表し、会務を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 推進委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 推進委員会の議長は、委員長の職にある者とする。

3 推進委員会において委員長は、必要に応じ関係機関の職員の出席を求め、意見を聴取することができる。

(推進事項)

第5条 推進委員会は、次に掲げる事項について調査検討を行なう。

(1) こおり男女共同参画プランの推進に関すること

(2) 男女共同参画条例の制定に関すること

(3) その他男女共同参画社会の形成に関すること

(4) こおり男女共同参画プランに関すること

(事務局)

第6条 推進委員会の事務局は、総合政策課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（19年訓令第8号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

桑折町男女共同参画プラン推進委員会名簿

職 名	役 割
副 町 長	委 員 長
教 育 長	副 委 員 長
総 務 課 長	委 員
税 務 住 民 課 長	委 員
まちづくり推進課長	委 員
保 健 福 祉 課 長	委 員
子ども・地域・高齢者支援室長	委 員
産 業 振 興 課 長	委 員
商工観光推進室長	委 員
地 域 整 備 課 長	委 員
上 下 水 道 課 長	委 員
生 活 環 境 課 長	委 員
会 計 管 理 者	委 員
こ ども 教 育 課 長	委 員
生 涯 学 習 課 長	委 員
議 会 事 務 局 長	委 員

事務局

職 名
総 合 政 策 課 長
総 合 政 策 課 課 長 補 佐
広 報 広 聴 係 長
広 報 広 聴 係 係 員

○男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日)

(法律第七十八号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下
の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組
が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進め
られてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我
が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、
男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、
性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮する
ことができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題と
なっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現
を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位
置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社
会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくこと
が重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念
を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地
方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関す
る取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を
制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社
会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会
を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社
会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公
共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女
共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本とな

る事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成
を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意
義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な
構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる
分野における活動に参画する機会が確保され、
もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び
文化的利益を享受することができ、かつ、共に責
任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男
女間の格差を改善するため必要な範囲内において、
男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に
提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人として
の尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的
取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮
する機会が確保されることその他の男女の人権が尊
重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会に
おける制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担
等を反映して、男女の社会における活動の選択に対し
て中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画
社会の形成を阻害する要因となるおそれがあること
にかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会
における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限
り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会

のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(平一一法一六〇・一部改正)

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画

社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(平一一法一〇二・全改)

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(平一一法一〇二・全改)

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(平一一法一〇二・全改)

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(平一一法一〇二・全改)

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(平一一法一〇二・全改)

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(平一一法一〇二・全改)

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(平一一法一〇二・全改)

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対

しても、必要な協力を依頼することができる。

(平一一法一〇二・全改)

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

(平一一法一〇二・全改)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名され

た委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成十一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成一三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定
公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

〇中央省庁等改革関係法施行法(平成一一法律

一六〇) 抄

(処分、申請等に関する経過措置)

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律（以下「改革関係法等」と総称する。）の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(政令への委任)

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）

は、政令で定める。

附 則 (平成十一年一月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。） 、 第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日)

(法律第六十四号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにするこ

とを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方

公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の
推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活
における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体
的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推
進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を
定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるもの
とする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基
本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活
躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施
策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するため
の支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必
要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に
関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活にお
ける活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決
定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があ
ったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければな
らない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府
県の区域内における女性の職業生活における活躍の
推進に関する施策についての計画（以下この条におい
て「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努め
るものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められ
ているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘
案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活
における活躍の推進に関する施策についての計画（次
項において「市町村推進計画」という。）を定めるよ
う努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町
村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、
これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、
事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関す
る取組を総合的かつ効果的に実施することができる
よう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般
事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定
事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と
総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動
計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事
項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定
めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取
組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定め

なければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主につい

て、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合

において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、

同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

（平二九法一四・一部改正）

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、そ

の結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

- 第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。
- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定

期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

- 第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

- 第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。(財政上の措置等)

- 第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるもの

とする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により

地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第

三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項の規定に違反した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

(平二九法一四・一部改正)

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行

する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があるとき、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年三月三十一日法律第一四号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定

める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八条第三項の改正規定(「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。)、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定
にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する
罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律
の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

発行：福島県桑折町

〒969-1692 福島県伊達郡桑折町字東大隅 1 8 番地

T E L 024-582-2111(代) F A X 024-582-2479

U R L <http://www.town.koori.fukushima.jp>

E-メール seisaku@town.koori.fukushima.jp

編集：桑折町総合政策課